

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	児童手当法における児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、児童手当法における児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法における児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	ア 事務の説明 高校生年代までの児童を養育している者に対し、3歳未満の児童には月額15,000円（第3子以降は30,000円）、3歳以上から高校生年代までの児童には10,000円（第3子以降は30,000円）を支給する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、児童手当法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・費用の支払いの申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当法第28条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求め ・児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、各請求・届出及びその添付書類については、窓口や郵送で受領することができる。また、サービス検索・電子申請機能（ぴったリサービス）から申請を受け付けることができる。 認定その他の通知については、郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能（ぴったリサービス） ・鹿児島県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳、受給者台帳（職員用）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【各手続の根拠】 児童手当法第7条、第9条、第12条、第17条、第21条、第26条、第28条 児童手当施行規則第1条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、106の項、107の項、125の項、141の項、161の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、106の項、107の項、125の項、141の項、161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課、総務部総務課
②所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長、総務部総務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2062 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	過去の漏えい等を踏まえた再発防止策を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity児童手当 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成28年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	・父母指定者の届出の受理 ・父母指定者の届出に係る事実の審査 ・受給資格者からの認定の請求の受理 ・認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(所得の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(上記以外の内容の確認) ・児童手当の額の改定の請求又は届出の受理 ・児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ・現況の届出の受理 ・現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(所得の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(上記以外の内容の確認) (略) ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知	・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求め ・児童手当法施行規則第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、各請求・届出及びその添付書類については、窓口や郵送での受領のほか、サービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。 また、認定その他の通知については、郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。	事前	子育てワনストップサービスに先立ち記載内容を修正
平成29年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワনストップサービスに先立ち記載内容を修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の56の項 【各手続の根拠】 児童手当法第4条、第5条、第7条、第9条、第12条、第26条、第27条、第28条、第30条 児童手当法施行規則第1条の3、第1条の4、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【各手続の根拠】 児童手当法第7条、第12条、第26条、第28条、法附則第2条 児童手当施行規則第1条の3	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の74の項、75の項 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項、30の項、87の項	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の74の項、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項、30の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	受給者:9,598人 配偶者:7,974人 児童:19,658人 計:37,230人
平成29年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	71人(職員等59 電算6 SE6)
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	保健福祉部子育て支援課長	事後	記載ルールの変更
平成31年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	受給者:9,490人 配偶者:7,944人 児童:19,740人 計:37,174人
平成31年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	59人(国分 職員9 臨職4、準人 職員4 臨職2、他支所 職員24 臨職5、電算6、SE5)
令和2年3月31日	表紙-特記事項	受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、認定申請書及び現況届の取り扱い、鍵付の保管庫に日々収納するように厳重に取り扱うように努める。	受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。	事後	再評価にあたり文言を修正
令和2年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の74の項、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項、30の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の74の項、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2 【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項、30の項、87の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条	事後	法令改正を基に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	受給者: 9,403人 配偶者: 7,730人 児童: 19,595人 計: 36,728人
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	Ⅱ-1 対象者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	受給者: 9,300人 配偶者: 7,762人 児童: 19,475人 計: 36,537人
令和3年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	66人(国分 職員9 臨職4、隼人職員4 臨職3、他支所 職
令和3年3月31日	Ⅳ-5 特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	錯誤
令和3年8月3日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の74の項、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の74の項、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	受給者: 9,160人 配偶者: 7,621人 児童: 16,244人 計: 33,025人
令和4年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	68人(国分 職員9、臨職4 隼人職員5、臨職3 他支所 職員27 臨職9 電算6 SE5)
令和4年6月1日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイル名	受給者台帳	受給者台帳、受給者台帳(職員用)	事前	担当部署追加に伴う追加
令和4年6月1日	Ⅰ-5-①部署	保健福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課、総務部総務課	事前	担当部署追加に伴う追加
令和4年6月1日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長	保健福祉部子育て支援課長、総務部総務課長	事前	担当部署追加に伴う追加
令和4年6月1日	Ⅰ-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2062	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2062 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1131	事前	担当部署追加に伴う追加
令和4年6月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和4年3月1日 時点	令和4年5月31日 時点	事前	【職員以外】 受給者: 9,160人 配偶者: 7,621人 児童: 16,244人 計: 33,025人 【職員】 受給者: 247人 配偶者: 235人 児童: 538人 計: 1,020人 【合計】 受給者: 9,407人 配偶者: 7,856人 児童: 16,782人 計: 34,045人
令和4年6月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和4年5月31日 時点	事前	75人(国分 職員16、臨職4 隼人職員5、臨職3 他支所 職員27 臨職9 電算6 SE5)
令和5年3月1日	Ⅰ-1-② 事務の概要	・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・費用の支払いの申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求め ・児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、各請求・届出及びその添付書類については、窓口や郵送での受領のほか、サービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。 また、認定その他の通知については、郵送等での通	・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・費用の支払いの申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求め ・児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、各請求・届出及びその添付書類については、窓口や郵送で受領することができる。また、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)から申請を受け付けることができる。 認定その他の通知については、郵送等での通	事前	びったりサービスによる電子申請受付開始に先立ち記載内容を修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能 ・鹿児島県電子申請システム	・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) ・鹿児島県電子申請システム	事前	びったりサービスによる電子申請受付開始に先立ち記載内容を修正
令和5年3月1日	II-1 対象者数	令和4年5月31日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	【職員以外】 受給者: 8,944人 配偶者: 7,438人 児童: 15,905人 計: 32,287人 【職員】 受給者: 332人 配偶者: 319人 児童: 732人 計: 1,383人 【合計】 受給者: 9,276人 配偶者: 7,757人 児童: 16,637人 計: 33,670人
令和5年3月1日	II-2 取扱者数	令和4年5月31日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	59人(国分 職員10、臨職4 隼人職員4、臨職3 他支所 職員28 臨職1 電算7 SE2)
令和6年3月1日	II-1 対象者数	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	【職員以外】 受給者: 8,706人 児童: 15,492人 計: 24,198人 【職員】 受給者: 356人 児童: 630人 計: 986人 【合計】 受給者: 9,062人 児童: 16,122人 計: 25,184人
令和6年3月1日	II-2 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	59人(国分 職員10、臨職3 隼人職員4、臨職4 他支所 職員27 臨職5 総務課 職員 6 電算7 SE2)
令和7年3月31日	I-1-② 事務の概要	・父母指定者の届出の受理 ・父母指定者の届出に係る事実の審査 ・受給資格者からの認定の請求の受理 ・認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(所得の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ・認定の請求に係る事実の審査(上記以外の内容の確認) ・児童手当の額の改定の請求又は届出の受理 ・児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ・現況の届出の受理 ・現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(所得の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(上記以外の内容の確認) ・略 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知	・児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・費用の支払いの申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求め ・児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、各請求・届出及びその添付書類については、窓口や郵送で受領することができる。また、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)から申請を受け付けることができる。 認定その他の通知については、郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。	事後	令和6年10月1日に施行される児童手当法改正に伴う変更
令和7年3月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【各手続の根拠】 児童手当法第7条、第9条、第12条、第17条、第21条、第26条、第28条、法附則第2条 児童手当施行規則第1条の3	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の81の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【各手続の根拠】 児童手当法第7条、第9条、第12条、第17条、第21条、第26条、第28条、法附則第2条 児童手当施行規則第1条の3	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を基に修正
令和7年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【各手続の根拠】 児童手当法第7条、第9条、第12条、第17条、第21条、第26条、第28条、法附則第2条 児童手当施行規則第1条の3	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 【各手続の根拠】 児童手当法第7条、第9条、第12条、第17条、第21条、第26条、第28条 児童手当施行規則第1条の3	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を基に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の74の項、75の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項、30の項、87の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、106の項、107の項、125の項、141の項、161の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、106の項、107の項、125の項、141の項、161の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令を基に修正
令和7年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	【職員以外】 受給者:9,959人 配偶者:7,828人 児童:20,184人 計:37,971人 【職員】 受給者:411人 配偶者:378人 児童:752人 計:1541人
令和7年3月31日	II-2 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	59人(国分 職員9、臨職4 準人職員5、臨職3 他支所 職員26 臨職6 総務課 職員9 電算5 SE2)